掛川市ひきこもり対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号。以下「法」という。)第19条第1項の 規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの(以下「当事者」という。)に対する 支援を効果的かつ円滑に実施するため、掛川市ひきこもり対策協議会(以下「協議会」という。) を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) ひきこもりに関する支援に係る関係機関及び職にある者(以下「関係機関等」という。)の連携・協力に関すること。
 - (2) 関係機関等の情報交換及び情報共有に関すること。
 - (3) 支援が必要な当事者及び家族等への支援方策に関すること。
 - (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員40人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 支援に関する活動を行う者
 - (2) 福祉、教育、保健、医療、雇用その他の支援に関連する分野の業務に従事する者
 - (3) 学識経験のある者
 - (4) 関係行政機関の職員
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第4条 協議会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務 を代理する。

(実務者会議)

第5条 協議会に実務者会議を置く。

- 2 実務者会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 第3条に規定する所掌事務に関する専門的な支援に関すること。
 - (2) 事例の検討に関すること。
 - (3) 人材の育成に関すること。
 - (4) 啓発、周知に関すること。

(守秘義務)

第6条 協議会の委員は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り 得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(支援調整機関の指定)

- 第7条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関(以下「支援調整機関」という。)は、 掛川市健康福祉部福祉課とする。
- 2 支援調整機関は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 協議会及び実務者会議に関する事務の総轄に関すること。
 - (2) その他協議会の運営及び支援に関する関係機関等相互の連絡調整に関すること。

(指定支援機関の指定)

- 第8条 法第22条第1項に規定する子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)は、 社会福祉法人掛川市社会福祉協議会とする。
- 2 指定支援機関は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 実務者会議の実務及び運営に関すること。
 - (2) 関係機関等が行う支援の情報収集に関すること。
 - (3) 人材育成に関すること。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年10月29日から施行する。